

## 第819回:「中央八項規定」の違反事例集

中国の習近平党総書記(兼国家主席)が党のトップに就任したのは2012年11月15日、同氏59歳のとき。主席は就任直後の12月に党会議で、「十八届中央政治局關於改進工作作風、密切聯繫群衆的八項規定(略称=中央八項規定)」を制定した。主旨は(犯罪退治ではなく)反官僚主義・形式主義の取り締まりにあり、党内ルールとして作風(仕事に対する姿勢)や“密切聯繫群衆(大衆とのつながり)緊密化”に関する八項目規定が(やや曖昧な表現で)以下のように定められている。

- ① 改進調査研究、到基層調研要深入了解真實情況(調査・研究を改善し、末端への調査研究を実施して、実情を深く理解)
- ② 精簡會議活動、切實改進會風(會議の簡素化、會議進行を着実に改善)
- ③ 精簡文件簡報、切實改進文風(報告文書の簡素化、文書の風格を着実に改善)
- ④ 規範出訪活動(海外訪問活動の規範化)
- ⑤ 改進警衛工作、堅持有利於聯繫群衆的原則(警備活動改善、大衆との連携に寄与する原則を堅持)
- ⑥ 改進新聞報道(ニュース報道の改善)
- ⑦ 嚴格文稿發表(原稿發表の嚴格化)
- ⑧ 勵行勤儉節約、嚴格遵守廉潔從政有關規定(勤儉節約を勵行、廉潔政治関連規定を嚴格に遵守)

なぜ、こんな当然のことを「中央八項規定」なんて、いかめしく条文化する必要があったかといえば、中国の党内ではむだな会議や、長ったらしい美文調の文書、プロパガンダまみれの報道、指導者の海外出張時の“大名行列(随行員過多)”などの悪習がはびこっているからだ。

悪弊の筆頭は会議。世界中、どこの国でも会議による意思決定システムは存在する。だが、まともな国は①まず下級レベルでは稟議(書面)が起案され、②稟議書は審査部門の評価を受けて中級レベルを通過し、最終的に、③上層部で会議による意思統一が図られる・これがふつうの慣行だ。

中共にも稟議制度はあるが、中国人はなんでもかんでも会議で決めたがる。だから中国では辯論技術を磨かなければ出世できない。逆に云えば、威張りくさるしか能のない輩でも、辯さえ立てば管理職くらいにはなれる。後藤田正晴さんは「会議好きにロクな奴はいない」と喝破したそうだが、たしかにそのとおり。毎日会議室で常住坐臥の日々を送る党幹部に、効率の良い経済運営や経済再建などできるわけがない。

習主席が政権を掌握して早や12年。だが党内では不相変むだな悪弊が残っており、「中央八項規定」はまだ廃止できない。だから、中秋節や国慶節など人事往来が盛んになる9月に、党はこんな通知を出した。**【新華社北京9月12日電。中秋、国慶節將至、落實中央八項規定精神必須抓不放、常抓不懈。日前、中央紀委國家監委對8起違反中央八項規定精神典型問題進行公開通報、具體如下(新華社北京9月12日。中秋節や国慶節の連休が近づく中、中央規檢委と國家監督委はこのほど“八項規定”を嚴格、不斷に実行せねばならないとして、典型的な“違反事例”を公開した)】。**

---

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

その一部をかいつまんで報告する。なお、武士の情けで、当該党幹部の氏名はカットした。

- ◆ 〇〇チベット自治区副主席。当人は2013年から24年までに民営資本家の手配した宴会の席に何度も顔を出し、供給を受けた高級料理や高級白酒(パイチュー)などの関連費用は、全て資本家が負担した。また、当人は資本家より何度も、礼金、高級腕時計、高級白酒などを受け取っただけでなく、長期間にわたり複数の資本家らが提供する乗用車の“長期無料貸与”、“運転手派遣”などの便宜を享受した。なお、当人は他にも重大な規律違反や法律違反を犯しており、党籍剥奪、公職剥奪の上、犯罪容疑で検察官送致され、法律に基づいて起訴された。
- ◆ 中国電子信息产业集団の系列会社・中国瑞達投資発展集团有限公司の〇〇〇総経理は、23年9月、社内で宴会を企画し、その費用を一旦は業務接待費の名目で会計処理したが、飲食行為そのものを隠蔽するために、オフィス用品購入の領収書と差し替え、接待費を事務用品費に変更処理した。当人は党内嚴重警告処分を受け、職務が調整(左遷、降格のことか?)された。
- ◆ 新疆ウイグル自治区霍爾果斯市の衛生院〇〇院長は、頻繁に会議を主宰し現場の負担を著しく増大させた。当人は文書・会議等の負担軽減を一顧だにせず、23年の午前・午後に都合200回以上の会議を主宰し、これに医療従事者全員の参加を義務付け、病院の正常な運営に多大なる悪影響を与えた。当人はこれ以外にも規律違反があり、党内嚴重警告処分を受けた。

党中央規検委は、中国で泣く子も黙るこわい存在で、党指導部に歯向かう党軍政府高官らを次々に肅清する(本朝の)検非違使のような暴力装置。最近では銀行、証券、保険など金融機関の幹部らを課長、局長、次官、閣僚級などをひっくるめ、次々に摘発しており、筆者も毎日出社するたびに、規検委のHPにアクセスするのが仕事始めとなっている。だが、HPを熟読すると、上記のセコい党規違反も含めて、地道に調査し、しっかり落とし前をつけている。別に感心はしないけど。“八項規定”に平仄を合わせたのか、12日のHPに違反事例が8つ紹介されていたので、その典型例を抄訳してお届けした次第。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

2024年(令和6年)9月18日

## 筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱UFJ信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007年より現職

著書 日本の常識は中国の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

---

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号

日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 加入  
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040

## ご投資にあたっての注意事項

### 外国証券等について

・外国証券等は、日本国内の取引所に上場されている銘柄や日本国内で募集または売出しがあった銘柄等の場合を除き、日本国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

### 手数料等およびリスクについて

#### ①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650% (税込み) に相当する額が 3,300 円 (税込み) に満たない場合は 3,300 円 (税込み)、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

#### ②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額(現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額)に対して最大 1.1000% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・国内店頭取引については、お客さまに提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.50% となるように設定したものです。

・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

#### ③債券の手数料等およびリスクについて

・非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスクおよび為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

#### ④投資信託の手数料等およびリスクについて

・投資信託のお取引にあたっては、申込(一部の投資信託は換金)手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

#### ⑤株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

・株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0880% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.400% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 4.400% (税込み) に相当する額が 2,750 円 (税込み) に満たない場合は 2,750 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

### ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。